

指定管理者の指定期間の変更について

平成30年第2回（6月）大磯町議会定例会議案第29号をもって議決された大磯港賑わい創出施設の指定管理者の指定に係る指定期間について、次のとおり変更する。

指定の期間「平成32年4月1日から平成37年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和8年3月31日まで」に変更する。

令和6年6月4日提出

大磯町長 池田 東一郎